



芦屋町 都市計画 マスタープラン

概要版

平成30年3月



芦屋町

1. 目 的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定による、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、町の都市づくりに関する基本的な方針を示すことを目的としています。

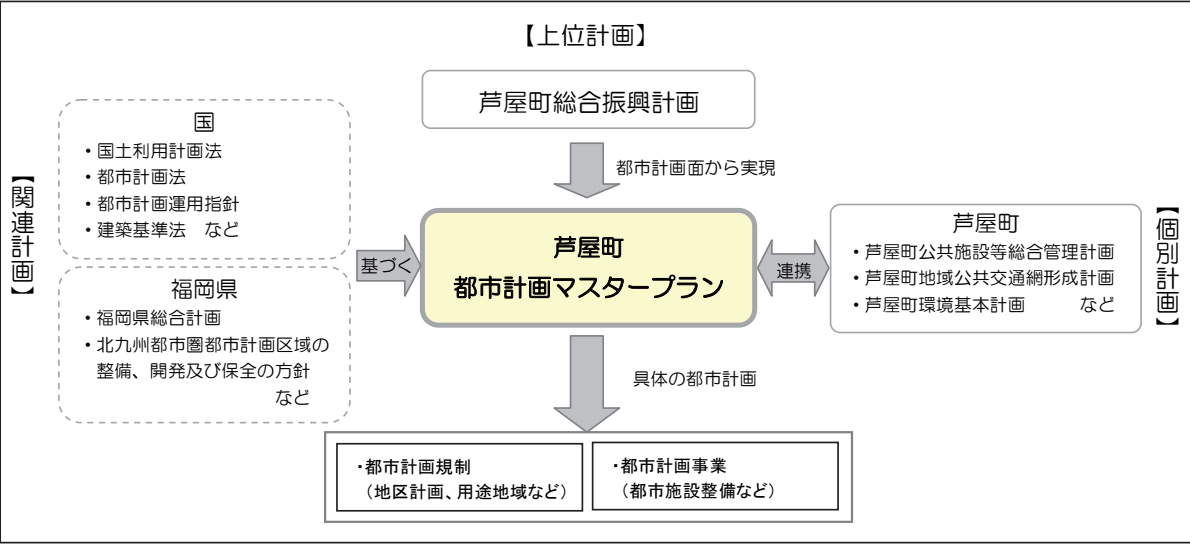
具体的には、都市づくりの現状や芦屋町総合振興計画などを踏まえ、20 年後の「目指すべき都市の将来像」を定めるとともに、土地利用や都市施設など（道路、公園、上下水道等）の整備方針を示しており、今後の都市づくりの道筋となるものです。

2. 見直しの背景

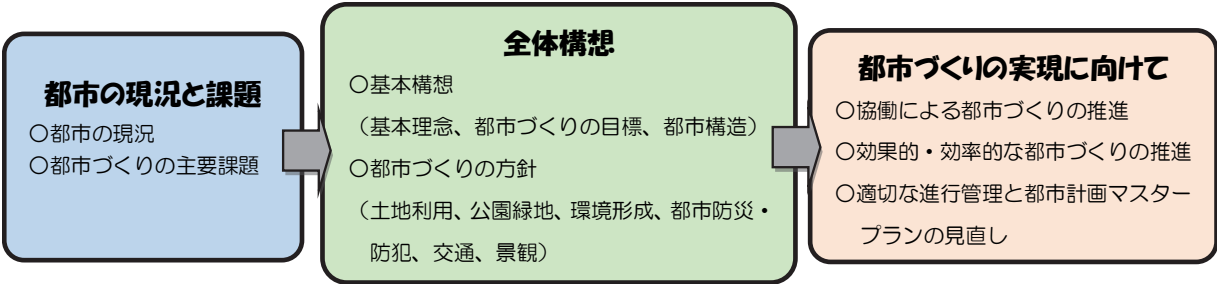
芦屋町の都市計画マスタープランは、平成 12 年（2000 年）3月に策定し、これに基づき都市づくりを進めてきました。しかし、平成 30 年（2018年）現在で計画策定から 18年が経過し、町内の都市計画や社会環境などの変化に対応するため、現状との整合を図るとともに、将来の土地利用における都市づくりの基本方針を示すために見直しを行います。

3. 位置づけ

都市計画マスタープランは、町の最上位計画である「芦屋町総合振興計画」や県が定める「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などに即したものである必要があります。



4. 計画の構成

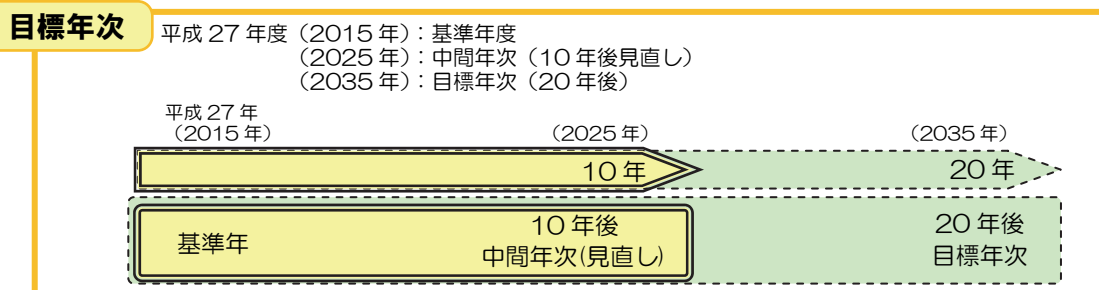


5. 計画の目標年次・人口

(1) 計画の目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、将来人口の基本となる「芦屋町人口ビジョン」における基準年次や国勢調査の調査年次を踏まえ、基準年次を平成 27 年（2015 年）とし、**目標年次を 20 年後の 2035 年**とします。

ただし、都市づくりには、長期的な視点で継続的に進める必要があることから、本計画では、目標年次を超える中長期的な方針も含んだ内容とします。



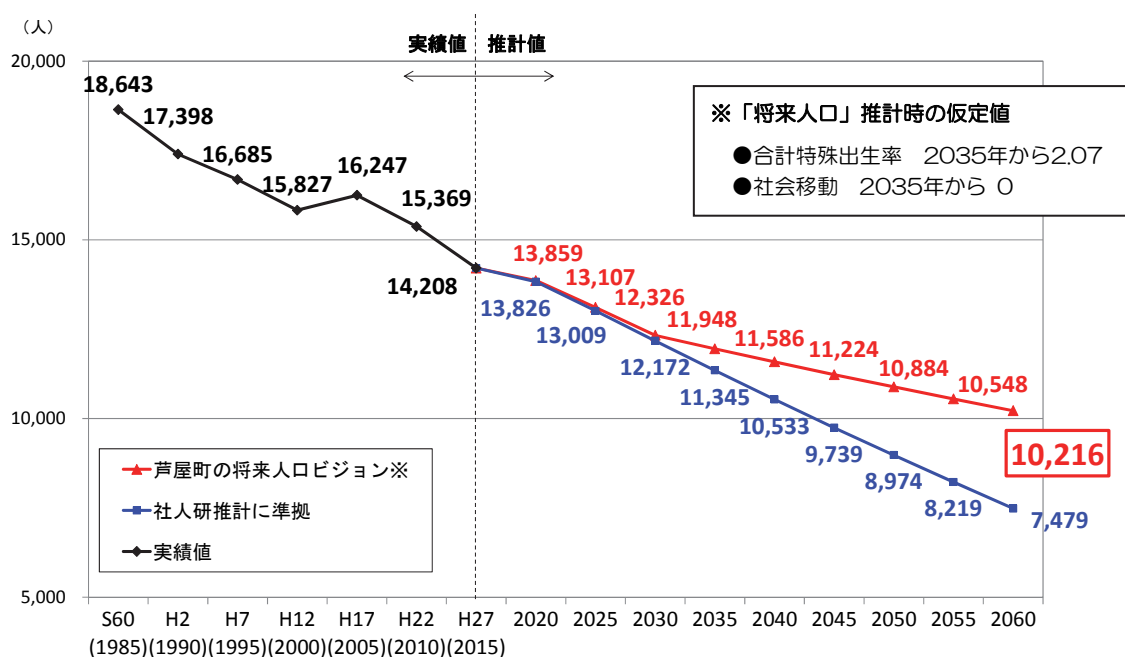
(2) 計画の目標年次

芦屋町の人口は、平成 27 年（2015 年）10 月 1 日現在の国勢調査によると 14,208 人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所準拠の人口推計では、2060 年には 7,479 人まで減少することが見込まれています。

しかし、「芦屋町人口ビジョン」では、「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める施策などを積極的に展開することにより、人口の将来展望を 2060 年に 10,216 人と設定し、この推計による 2035 年の人口を、11,948 人としています。

このため、都市計画マスタープランにおける目標人口についても 11,948 人と設定します。

2035 年 目標人口 11,948 人※



芦屋町の人口の将来展望グラフ

※芦屋町人口ビジョンでは平成 27 年（2015 年）以降の数値が推計値となっているが、平成 27 年（2015 年）国勢調査が公表されたため、上記グラフでは平成 27 年（2015 年）を実績値に置き換えている。

6. 全体構想

都市づくりの目標・方針

第5次総合振興計画で掲げている町の将来像の実現に向け、都市づくりの目標および方針を次のように定めます。

◆都市づくりの主要課題

【土地利用に関する課題】

- 都市施設の整備と移住定住の推進
- 周辺の優良農地や自然環境と調和した良好な居住環境づくり

【都市環境・自然環境に関する課題】

- 環境負荷が少なく安全安心に暮らせる生活環境づくり

【交通体系に関する課題（道路・公共交通）】

- 交通網の整備促進と身近な生活道路の維持改善

【景観に関する課題】

- 景観の保全と活用

将来像「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」

◆都市づくりの目標

◆目標1

持続可能な都市づくりと地域特性を活かした土地利用の推進

◆目標2

安全安心・快適に暮らせる良好な都市環境の形成

◆目標3

暮らしやすいまちを実現する交通環境の維持・整備

◆目標4

芦屋町らしい景観の保全と活用

◆都市づくりの方針

1. 土地利用

- (1) 居住環境の改善
- (2) 良好な住宅地の供給
- (3) 商工業の活性化
- (4) 用途地域内の土地利用の適正化
- (5) 用途地域外の土地利用の保全と活用
- (6) 地区計画制度の活用
- (7) ゾーン別土地利用方針

2. 公園緑地

- (1) 公園の維持管理と再整備等
- (2) 施設緑化の推進と保安林の保全等
- (3) 水と緑のネットワークの形成

3. 環境形成

- (1) 良好な都市環境づくり
- (2) 自然環境の維持・保全
- (3) 地球環境の保全
- (4) 適正な下水環境の維持・整備
- (5) 河川環境の維持・整備

4. 都市防災・防犯

- (1) 防災機能の強化
- (2) 防犯等に配慮した都市づくり

5. 交通

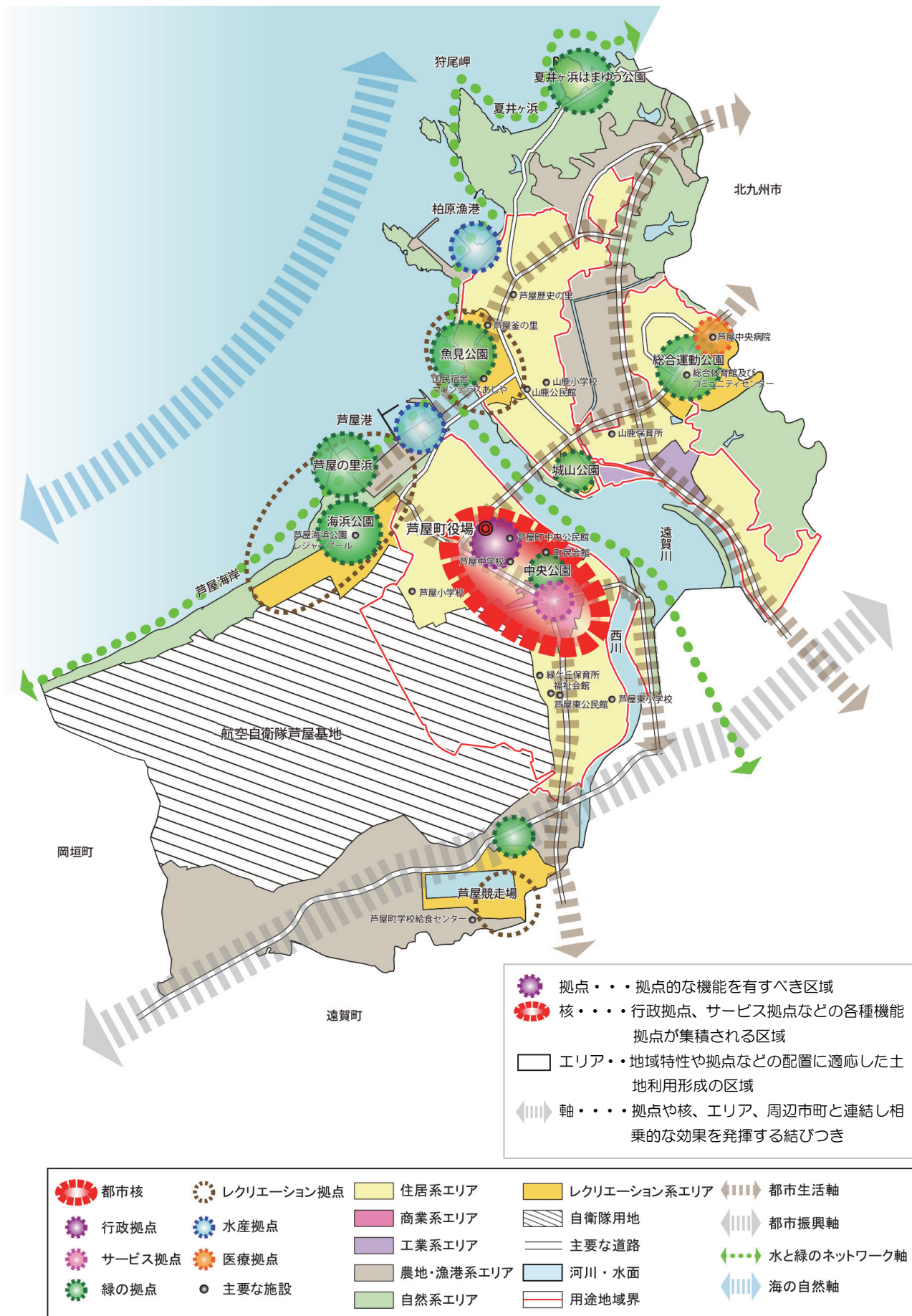
- (1) 交通ネットワークの強化
- (2) 適正な交通基盤の整備
- (3) 公共交通網（バス）の維持

6. 景観

- (1) 都市景観の形成
- (2) 自然景観の保全と活用

都市構造

町の目指すべき将来像の実現や都市づくりの目標の達成に向け、「拠点」、「核」、「エリア」、「軸」の基本要素を設定します。
これらを配置することにより、将来の都市構造を示します。



土地利用

(1)居住環境の改善

○市街地の利便性と安全性を高める観点から、生活道路の整備や公園の再整備などを推進するとともに、町営住宅の改修や管理戸数の適正化、長寿命化の推進、居住環境の改善を図ります。

(2)良好な住宅地の供給

○地域特性に応じた用途地域や移住定住を促進するための施策などを検討します。

○活用予定のない町有地については、売却を進めます。

(3)商工業の活性化

○既成市街地の商店街では、空店舗や空家を活かした企業の促進や企業誘致を推進することで商店街の活性化を図ります。

(4)用途地域内の土地利用の適正化

○商業地の活性化などを目的とした施策などの展開を推進し、中心市街地の活性化に努めます。

(5)用地地域外の土地利用の保全と活用

○農用地や優良農地については、各種法規制との連携を図りながら、その優良な営農条件を将来的に継続できるよう保全に努めます。

○優良な自然環境形成地については、自然の生態系を崩さないよう各種法規制との連携を図り、豊かな自然環境の保全に努めます。

○レクリエーション的利用が考えられる河川や海浜空間については、今後も自然環境の調和を図りながら、活用方法などを必要に応じて検討します。

○宅地化の動きが見られる地区については町の将来像を考慮に入れながら、関係機関などとの調整を図り、都市的土地利用を推進すべき地区として用途地域の指定などを検討します。

(6)地区計画制度の活用

○今後もよりよい環境形成に向けて、地区計画制度の導入を検討し、都市整備を進めます。

(7)ゾーン別土地利用方針

○低層住宅地、中層住宅地、商業地などのゾーン別の土地利用方針に基づき取り組みを進めます。



公園緑地

(1)公園の維持管理と再整備等

○地域の憩いの場である公園は、住民のみなさんが快適に利用できるよう清掃や除草、施設の点検など、公園の維持管理に努めます。

○公園の再整備にあたっては、地域のニーズに合った整備を進めるため、住民との協働を推進し、積極的に維持管理にも携わってもらえるような仕組みづくりに努めます。

(2)施設緑化の推進と保安林の保全等

○緑化活動の推進については、花ボランティア事業などを実施しながら、今後も、これらの取り組みの充実に努めます。



- 緑地については、重要な自然資源であると同時に貴重な地域資源でもあるため、今後も自然環境との調和を図りながら、自然公園などとしての活用や人々のニーズに合った利用方法を検討します。
- 地域の財産として将来に誇れる松林を作り育て、あわせて飛砂被害を軽減させるため、「芦屋の里浜づくり」に取り組んでいます。今後は、松林を長期的に育て、守り、活用する方法を検討します。



(3)水と緑のネットワーク形成

- 河川沿いにおける緑地帯や公園緑地を線的な散策路などで結ぶことにより、身近な緑あふれる都市環境の形成を図ります。

環境形成

(1)良好な都市環境づくり

- 市街地およびその周辺に豊かな水辺や緑が多くみられるため、これらの水辺や緑を活かし、良好な都市環境の形成に努めます。
- 田園集落地については、生活の場でもあることを考慮して、周辺環境との調和を図りながら、基盤整備を進めます。



(2)自然環境の維持・保全

- 関係機関と連携して森林や美しい海岸を維持するため、適切な維持管理および保全対策を行います。
- 環境破壊につながるごみの不法投棄などに対しても、広報活動などを通じて広く住民に協力を求め、行政と住民が一体となった取り組みを進めます。

(3)地球環境の保全

- 省エネルギーや再生可能エネルギーの導入検討などとともに、広報やパンフレットを通じて地球環境問題に対する啓発に努めます。
- リサイクルや省エネルギー対策など身近にできるものから活動を進めていくことで、今後の地球環境問題への対応を図ります。

(4)適正な下水環境の維持・整備

- 下水道施設（管きょ、処理場、ポンプ場）については、長寿命化計画およびストックマネジメント計画に基づき計画的に、点検・調査、修繕・改築・更新を実施します。
- 近年の集中豪雨による浸水被害に対処するため、ハード対策に加え、ソフト対策による総合的な雨水対策に取り組めます。

(5)河川環境の維持・整備

- 遠賀川の川づくりにあたっては地域住民、関係機関・自治体との連携のもと、安全で安心な暮らしの確保とともに、多様な生物の生育環境にも配慮した整備が必要となるため、河川管理者に働きかけを行います。

都市防災・防犯

(1)防災機能の強化

- 地域防災計画の定期的な見直しなどにより、防災体制のとれた災害に強い都市づくりを計画的に進めます。
- 道路、公園、上下水道などの各事業との連携を図りながら災害に備えた整備を促進し、災害の未然防止、災害時における防災活動の円滑化、安全空間の確保を図ります。
- 災害発生時において、共助の取り組みを担う自主防災組織の充実や強化を図るとともに、各地区における防犯訓練の実施、住民への指導や支援を推進し、防災体制の確立に努めます。
- 広報活動やハザードマップの周知などを通じて、住民への災害危険箇所や避難所などの周知に努め、防災に対する住民意識の高揚を図ります。

(2)防犯等に配慮した都市づくり

- 防犯パトロールや交通安全キャンペーンなど自治会や関係団体との連携による防犯・交通安全活動を推進します。



交通

(1)交通ネットワークの強化

- 国道3号などの広域幹線道路と連結する幹線道路および橋梁などの維持管理を適切に行うとともに、芦屋町と周辺市町や広域都市圏での交通ネットワーク強化に努めます。

(2)適正な交通基盤の整備(道路・駐車場)

- 道路については、インフラ長寿命化基本計画の策定や定期点検要領などにに基づき、点検を実施し、よりよい居住環境の形成に向けて計画的に修繕や更新を実施します。
- 長期間未整備な状況にある一部の都市計画道路については、今後の社会経済情勢や交通量の予測などを踏まえ、必要に応じて路線の見直しを行います。
- サイクリングコースについては、既設の直方北九州自転車道、遠賀川宗像自転車道および海岸線の自転車道を位置づけ、これらのネットワーク化により、広域的な自転車利用への対応を図ります。
- 人口減少や少子高齢社会における駐車場需要と供給のバランス、多様な駐車場需要（観光バス駐車場の整備、バリアフリー化など）への対応など、将来を見通した駐車場の配置に努めます。



(3)公共交通網(バス)の維持

- 公共交通については、「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域住民の利用状況やニーズなどを把握しながら、既存の公共交通が効率的で効果的なものになるように、交通再編の検討などの取り組みを進めます。



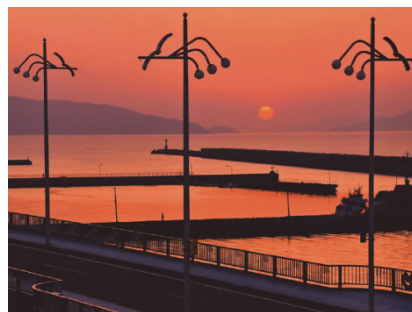
景 観

(1)都市景観の形成

- 道路や公園などの都市施設のデザイン性の向上を図り、機能美を持ち合わせた都市空間の形成に努めます。
- 住民との協働による街路景観づくりや屋外広告物の規制などの取り組みの推進とともに、景観に対する意識の醸成や啓発に努め、美しい都市景観の形成を図ります。

(2)自然景観の維持・保全

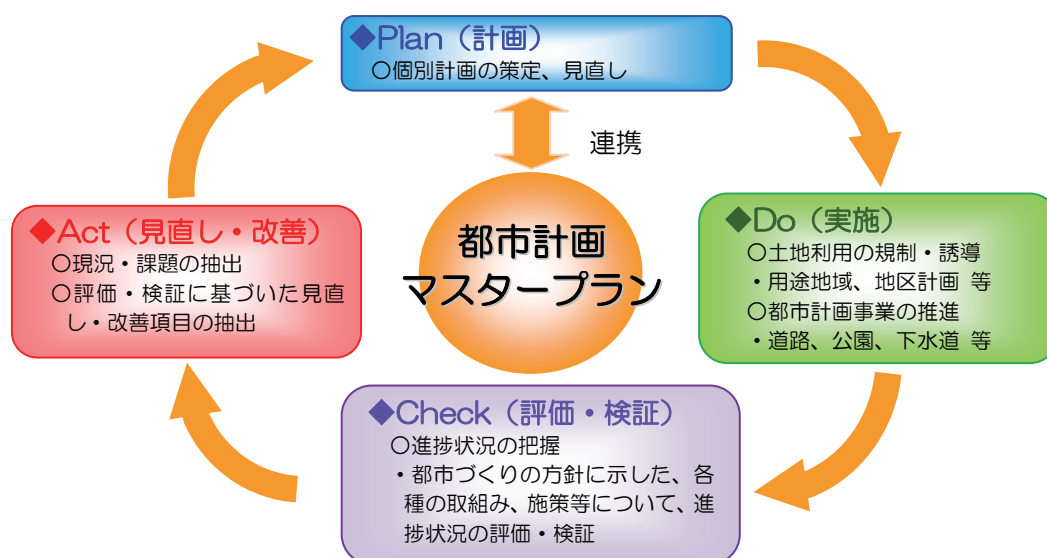
- 自然景観や動植物の生息・生育環境の保全の観点から、適切な保全対策を進めます。
- 自然環境や地域資源は、住民のみならず、近隣市町の住民にとっても大きな魅力であるため、今後もこの貴重な地域資源の活用方法などを検討します。



7. 都市づくりの実現に向けて

適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し

- 都市計画マスタープランと関連する個別計画（Plan）に基づき、各種制度や事業を活用して計画を実施（Do）し、その成果や効果を評価・検証（Check）します。さらに、必要に応じて見直し・改善（Act）を行い、次の計画（Plan）へとつなげていく、PDCA サイクルの取り組みによる適切な進行管理を行います。
- 都市計画マスタープランは、長期的な見通しを持って継続的に取り組むものであるため、その間には、都市づくりの進捗状況や社会経済情勢の変化も予想されます。このため、本計画では 20 年間の長期の計画期間を設定していますが、関連する諸計画や社会情勢などの変化が生じた際は、計画期間内でも必要に応じて計画の見直しを行います。



Town of Ashiya City Planning Master Plan



芦屋町都市計画マスタープラン

概要版

制作 | 平成30年3月

芦屋町 企画政策課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL : 093-223-0881 (代) FAX : 093-223-3927

URL : <http://www.town.ashiya.lg.jp/>